

愛知県都市職員共済組合保健事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県都市職員共済組合保健事業に関する規則（平成21年愛知県都市職員共済組合規則第6号）第3条に規定する保健事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保健事業の種類等)

第2条 保健事業の種類等は次に掲げるものとする。

(1) 人間ドック

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及びその被扶養者を対象に人間ドック等を実施する。

イ 人間ドック実施機関は、理事長が認める医療・検査機関とする。

ウ 人間ドックの実施については、理事長と所属所長の間で協議するものとする。

(2) 脳ドック

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）を対象に脳ドックを実施する。

イ 脳ドック実施機関は、理事長が認める医療・検査機関とする。

ウ 人間ドックの実施については、理事長と所属所長の間で協議するものとする。

(3) がん検診

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及びその被扶養者を対象にがん検診を実施する。

(ア) 胃がん

(イ) 大腸がん

(ウ) 乳がん

(エ) 子宮がん

(オ) 前立腺がん

イ がん検診実施機関は、理事長が認める医療・検査機関とする。

ウ がん検診の実施については、理事長と所属所長の間で協議するものとする。

(4) 生活習慣病健診

ア 被扶養者及び任意継続組合員を対象に生活習慣病健診を実施する。

イ 生活習慣病健診実施機関は、理事長が認める医療・検査機関とする。

ウ 生活習慣病健診の実施については、理事長と所属所長の間で協議する

ものとする。

(5) 歯科健診

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及びその被扶養者を対象に、歯科健診を実施する。

イ 歯科健診実施機関は、理事長が認める医療機関とする。

(6) インフルエンザ予防接種助成

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）及びその被扶養者が医療機関においてインフルエンザ予防接種を実施したときは、費用の一部を助成する。

イ インフルエンザ予防接種の1人あたりの助成額は、1回2,000円とし、1接種期間に2回を限度とする。

ウ 助成の対象となる期間は、理事長が定める接種期間とする。

エ 予防接種実施機関は、理事長が認める医療機関とする。

(7) メンタルヘルス相談

ア 組合員及び被扶養者が、組合の指定する専門機関に健康、メンタルヘルスに関する相談を電話及び面接にて行う。

イ メンタルヘルス相談実施機関は、理事長が認める専門機関とする。

(8) 削除

(9) 削除

(10) 特定健康診査及び特定保健指導

組合員及び被扶養者等の特定健康診査及び特定保健指導を実施する。

(11) アウトソーシング福利厚生事業

組合員（任意継続組合員を除く。）及びその被扶養者等に宿泊及び生活サービスメニューの提供を実施する。

(12) 削除

（宿泊助成の制限）

第3条 公費出張旅費で宿泊費が支払われる場合は、第2条11号に規定する事業で提供される宿泊施設の補助金は利用できないものとする。

（医療費増高対策）

第4条 診療報酬明細書点検業務は、専門機関に事務委託するものとする。

（雑則）

第5条 保健事業に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。